

○総務省告示第 号

無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は廃止する。

平成二十三年 月 日

総務大臣 川端 達夫

一 平成五年郵政省告示第二百二十七号（無線設備規則第四十九条の七の二第二号ロ(2)の規定に基づく総務大臣が別に告示する受信機入力電圧の値を定める件）

二 平成六年郵政省告示第五百九十二号（無線設備規則第四十九条の七の二第一号チの規定に基づくデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備で電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件）